

第6節 遺言執行者に託す遺言事項

1 銀行の貸金庫の開披を遺言執行者に託す遺言事項

被相続人が、銀行との間で貸金庫貸借契約を締結している場合、共同相続人全員又は他の相続人の同意を得た一部の相続人しか、その開披の権利はありません。

しかしながら、遺言書で遺言執行者に貸金庫の開披権限を与えているときは、遺言執行者は貸金庫の開披ができます。

そのための遺言事項としては、次のようなものが考えられます。

遺言書

私は、遺言執行者に、〇〇銀行△△支店の貸金庫（金庫番123456）の開披の権限を与える。ただし、遺言執行者は、貸金庫を開披する場合は、事前に全相続人に通知をしたうえで、相続人に立会いの機会を与えること。また、金庫内にある物は、本遺言書各条に従い、それぞれ相続をした相続人に交付すること。

2 処分型遺言

処分型遺言とは、遺言者が、遺言執行者に対し、遺産の処分権限を付与する遺言のことをいいます。

例えば、次のような、全遺産を売却処分して、売得金から債務などを控除した残金を、公共の団体に寄付する遺言などがあります。

遺言書

遺言執行者は、私の全遺産を売却処分して現金となし、そこから相続税、譲渡所得税その他の公租公課及び遺言執行者報酬を控除した残金を・・・に寄付すること。

しかしながら、換価の困難な遺産、例えば、非公開会社の株式（いわゆる自社株）の換価は、簡単にはできませんので、そのような財産を遺言執行者に換価してもらうためには、それを可能にする権限を付与する遺言条項も書かなければなりません。

3 会社の清算を遺言執行者に託す遺言の例

次の遺言書は、遺言書実務で書かれた遺言書の一つです。

遺言書

私、凸山太郎は、次のとおり遺言する。

- 1 私は、〇〇株式会社の発行済み株式のすべてを長男凸山一郎に、また、その余の財産を妻の凸山花子に相続させる。
- 2 もし長男が相続を放棄した場合は、私の有する〇〇株式会社の株式は、3及び4項に定めたことを遺言執行者がすることを条件又は遺言執行者の負担として、遺言執行者に遺贈する。
- 3 遺言執行者は、この遺言書の効果が発生した後は、可及的速やかに、〇〇株式会社を解散して清算手続に入ること。もし、清算の過程で、同社が債務超過になったと判断するときは、破産手続をとること。
- 4 〇〇株式会社の清算により、株主へ残余財産の分配が可能になったときは、遺言執行者は株主としてそれを受け、それを妻に譲渡すること。ただし、妻も相続放棄をした場合は、遺言執行者はそれを換価したうえで、換価金を遺言執行者が選定する社会福祉事業団体に寄付すること
- 5 弁護士法人〇〇法律事務所を遺言執行者に指定する。
- 6 以下略

【この遺言書の狙い】

この遺言書は、後継者のいない中小企業（株式会社）のオーナー社長が、自分自身生きている間は経営に不安はないが、万一亡くなった後は、相続人の力量では会社経営はできないだろうから、会社を整理せざるを得ないことになるが、その方法として、企業継続価値（ゴーイングコンサーンバリュー）や帳簿上の資産価額で、事業の譲渡ができるのなら、相続人はかなりの資産を手に入れることはできるが、事業譲渡ができないで、会社を解散して清算することにすれば、会社の資産は処分価格でしか評価できないので、そのときは債務超過になってしまうおそれがある。相続人の長男は、そうなる可能性のある自社株など相続したくない、と言っている。しかしながら、相続人がいないところで、会社を廃業すれば、従業員や取引先に多大な迷惑をかけることになるから、そうなる場合は、破産手続をとってでも、法的に整理し、できるだけ関係者に迷惑をかけない方法で清算したい。その手続を弁護士法人に依頼するので、そのための必要な遺言書を書きたい、ということから考

えられ作成されたものです。

この遺言書からも分かることですが、遺言者は、後事を遺言執行者に託したくて遺言書を書くことも多いのです。

ですから、遺言執行者は、遺言者の遺志の実現こそ、大切な仕事になるのです。